

# 「過労死の温床」に歯止めを

# 信濃毎日新聞

1873年(明治6年)創刊  
 発行所  
 信濃毎日新聞社  
 長野本社 〒380-8546  
 長野市南泉町 657番地  
 電話(026)  
 受付 236-3000 編集 236-3111  
 販売 236-3310 広告 236-3333

---

松本本社 〒399-8711  
 松本市宮田 2番10号  
 電話(0263) 編集 25-2151  
 販売・広告・事業 25-2153

©信濃毎日新聞社2003年

# 限度超す残業に制限

## 年間の超過期間 6カ月以内に

厳しい雇用状況で長時間労働がまん延する中、厚生労働省は二十三日までに、一月四十五時間以内などと定めている残業の限度基準について、この限度を超えることができる期間を年間で通算六月以内と制限するように現行基準を見直した。既に都道府県労働局に通達しており、来年四月一日から実施する。

## 4月から厚労省

残業時間は労使協定で決め、限度時間が基準で定められているが、特例措置によって、実質的に無制限に残業ができるようになっていた。厚労省は、これが過労死の温床ともされる恒常的な長時間労働の原因になっているとして、一定の歯止め

をかけるため基準の見直しに踏み切った。労働基準法によると、一日八時間、週四十時間の法定労働時間を超えて働く場合、労使で協定すれば残業することができる。その場合、労基法で大臣が定めることができる「時間外労働の限度に関する基準」では、一週間で十五時間、三カ月で百二十時間などと限度時間を

定めている。これ以上の残業が必要な場合、労使で「特別条項」付きの協定を結べば、無制限な残業

**時間外労働(残業)の限度に関する基準**  
 労働基準法によると、法定労働時間を超えて働かせるときは、労使間であらかじめ残業時間の協定を結び、労働基準監督署に届ける必要がある。残業は例外とみなされており、厚労省が定めた残業限度の基準に従わなければならない。企業が特別の事情で基準を超えて残業させる場合には、労使で特別条項付き協定を結ばなければならないが、これまで期間の制限はなかった。

が可能となっていた。現行では、限度時間を超えて時間外労働ができるのは特別の事情が生じたときとされたが、実際に恒常的に特別条項付きの労使協定に基づき残業が多いため「臨時的なものに限る」との条件を加えた。臨時的なものとは、一時的に残業する必要がある、通算で半年を超えない業務。仕事上で必要と

か、やむを得ないときは該当しないとし、できるだけ詳しく内容を記すよう求めており、この基準を満たしていない場合、労働基準監督署が改善を促す指導や助言を行う。この基準に罰則はないが、厚労省は指導の根拠としており「際限なく働かせることができる状況では、労働者の健康を守る」とはできない。労使とも最低限の働くルールとして守ってほしい」と話している。

「時間外労働の限度に関する基準」では、一週間で十五時間、三カ月で百二十時間などと限度時間を